



## 巻頭言

### 建築基本法制定への新しい段階へ

建築基本法制定準備会 神田 順

国会における法律制定は、我が国は内閣提案のいわゆる閣法が多いが、建築基本法は、省庁をまたがる多くの行政に関わることもあり、超党派による議員立法が望ましいと考えている。

この6月に、12名の国会議員による、建築基本法制定に向けた勉強会がスタートした。自民党6、民進党4、公明党1、維新の会1という構成である。自民党の代表は鶴保庸介参議院議員、民進党の代表は小川勝也参議院議員、事務局を小倉将信衆議院議員が務めている。2008年には社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会において、2011年には、建築法体系勉強会において建築基本法制定の意義の発言の機会を得て、基本法制定へ期待をもったわけであるが、政権交代の波にもまれ、そのままになっている。

その意味では3度目の、そして大きな前進としての新しい段階を迎えたと言ってよい。テーマは多岐にわたるので、数回の勉強会で議論を尽くすことができるとは思わないが、景観、まちづくりの問題、既存建築の流通の問題など喫緊の課題とともに建築主責任や地方自治の充実など長期的課題を前にして、早い時点で議員立法素案が作られ、国会での審議に到ることを期待したい。

8月の内閣改造により、議員勉強会の体制にも調整が必要になってはいるが、すでに、14年にわたり準備会として議論してきた積み重ねを有効に整理し、これからもより多くの議員の理解を得る働きかけが求められる。建築学会や建築家協会での議論も生きてくることと思う。さらに国民的議論に展開すべく、準備会としても正念場を迎えて、活動の輪を広げるべく努力するときである。

## 基本法制定準備会 2017年通常総会の報告

日時：2017年6月3日(土) 14時～15時  
場所：建築会館301、302号室  
出席者：23名+委任状73名=96名(定足数67)  
議長：神田順 (以下、敬称略)

<会長挨拶> 神田:建築基本法制定のロードマップも具体的に提示できる状況になってきた。幹事会でも正念場ということで進めている。

<活動報告> 水津幹事が説明した。

### 1) 議員連盟の立ち上げ準備

超党派の議員連盟を作ることを目指して建築基本法に賛同する国会議員へ建築基本法の必要性をPRし、中心として動いてくれる議員を確保することに努めた。

・2017年2月 シンポジウム「今こそ建築基本法を」一求められる法制度と具体的施策—を衆議院議員会館にて開催

### 2) 建築基本法のPR活動

・7月 JSCAの森高会長他と意見交換

・12月 仙台でJIA東北支部宮城地域会と共催で「これか

らの建築とまちづくり」をテーマにシンポジウム開催

- ・2月 JIA 関東甲信越支部の再生部会にて神田会長が講演
- ・2月 鶴岡市で「住宅づくりを考える」のシンポジウムにて神田会長が講演
- ・4月 ULI JAPAN ランチ懇談会にて神田会長が講演
- ・ニューズレターの発行 (27、28号)
- ・「建築を文化に」-建築基本法の制定に向けて-のパンフレットの一般向けを9月、議員向けを2月に作成

### 3) 主な会合・調査

- ・6月 総会
- ・8月 日本建築学会大会 (九州) (会場:福岡大学) でランチ懇談会
- ・10月 東日本大震災の被災地の復興支援として、幹事有志が釜石地区でワークショップ開催
- ・通年で幹事会 (8回)、分科会 (9回) を開催

<決算報告> 決算を萩原幹事が説明した。

<監査報告> 活動と決算に関する監査結果を新宮監査役が報告し承認された。

<役員の新任> 説明し承認された。

幹事：高橋伸博、三上紀子

<今年度の活動計画> 水津幹事が説明し承認された。

1) 議員連盟結成を図る。

・与野党の国会議員と面談・勉強会を行い、建築基本法制定に向けて議員連盟を立ち上げる。

・議員会館でのシンポジウムを開催する。

2) 関連諸団体との連携を図る。

・関連諸団体や法律関係者との意見交換の機会を増やし、活動の幅を広げて建築基本法のあり方を検討する。

3) 本会の活動の周知を図る。

・建築基本法の必要性や提案内容が分かり易いパンフレットの改訂版を検討する。

・HPの活用を図り本会の活動をアピールする。

・東京以外の地区での運動も活性化する。

4) 東日本大震災の復興支援を継続する。

・建築基本法の趣旨に基づいた復興計画が実現するように関係各方面に提言を行うと共に、出来る範囲で被災地の復興支援に取り組む。

<予算計画> 水津幹事が説明し承認された。

<閉会>

**講演会：同日 15時～16時30分**

**講師：柳沢 伸也 氏**

**演題：今、ある良い建物をこれからも使い続けていくために**

国内外で歴史的建造物や既存建物の保存活用に際して多くの再生プロジェクトに関わり活動されている、やなぎさわ建築設計室一級建築士事務所代表の柳沢伸也氏に講演して頂いた。これまでに東京弁護士会の歴史的建造物部会の弁護士と共研究調査を行ってきた調査結果報告の『今、ある良い建物をこれからも使い続けていくために』が配布され、海外における既存構造物の保存活用を起爆剤とした都市の再生、都市のブランディングの事例が紹介された。なかでも昨今、負のイメージを持つ工場跡地や産業廃棄場、高架鉄道、倉庫等をプラスイメージのものに改造していくという事例が非常に数多く成功を収めており、その代表的例として、ニューヨークのハイライン、ロンドンのテート・モダン、ウィーンのカソメタ、ミラノ・スカラ座の4例が紹介された。いずれも、18世紀末から19世紀に作られ、その後変遷を経て、現在市民に愛され利活用されている場所である。

ニューヨークのハイラインは1934年に建設された貨物線の高架鉄道の再利用例で、その実現への過程においての敷地の空中権の売却による利益を開発に回す手法や、情報のオープン化、ファンドや寄付の集め方など、市民が参加し民間による運営・企画・活動を行う独創的な計画の仕組みと体制が紹介された。火力発電所が美術館や公園になったロンドンのテート・モダンでは、建物とその周辺開発の手法や計画・デザインにかかわった建築家たちの連携など、革新的な手法が興味深いものであった。ウィーンのカソメタは、1896年に造られ1981年の閉鎖まで使われていた4基のガスタンクを、住宅・オフィス・ショッピングセンター、そしてロックコンサートを行うホールや図書館に利活用した例であるが、事業化に向けての運営者の選定と建築家の関わりや、設計コンペの過程などが特徴的である。ミラノ・スカラ座の改修では、官民2名の建築家の協働や、イタリアにおける法規制の運用の仕方・確認申請の進め方など、具体的な内容を聞くことができた。

表層のデザインだけではなく、背後にある仕組みや法規制、お金の流れといったものをあわせてトータルデザインとしてプロジェクト推進していくこと、日本語の「保存再生」という言葉であるが、海外では conservation、preservation、renovation、rehabilitation、conversion、transformation、rebirth、restoration など、保存再生や改造に関する言葉の種類が多いこと、時間をかけてゆっくりと市民とプロセスを共有することで愛着が生まれ、大切に使い続けられことが文化の継承さらには地域の価値向上へとつながっていくこと等、興味深いお話が続き、講演後の意見交換においても聴講者から活発な質問と応答が行われた。都市と建築の保存再生活用が建築界において世界的にも大きな影響力のある事柄となっていく昨今、本準備会にとっては大変勉強になる有意義な会であった。

(文責：三上紀子)



柳沢 伸也氏

## 建築基本法制定に向けた第1回勉強会報告

日時：平成29年6月14日(水) 8時～9時  
場所：衆議院第二議員会館 地下1階第2会議室  
国会議員出席者(敬称略) (代)代理 (欠)欠席  
鶴保庸介(代)、櫻田義孝(欠)、井上信治、務台俊介、  
宮路拓馬(代)、小倉將信、小川勝也、小宮山泰子、  
白眞勲(欠)、宮崎岳志(代)、佐藤英道(欠)、谷畑孝(欠)  
配布資料 建築基本法制定に向けた第1回勉強会資料  
司会進行 小倉將信衆議院議員

### 開会挨拶 小川勝也衆議院議員

現在、建築を取り巻く問題は大きく変わり、今の法体系では日本の建築文化や将来に禍根を残すという共通認識がある。本日は少ない人数からのスタートになるが、この動きを少しずつ大きなものにして、確実に建築基本法が制定される日に近づけるための勉強会にしていきたい。

### 進行挨拶 小倉將信衆議院議員

今回、各党少人数で集まって勉強会を開き現下の情勢に鑑みながら、実現をする形での建築基本法の議論をさせていただきたい。自民党は発起人代表が鶴保大臣、民進党の発起人代表は小川先生、公明党は佐藤英道先生、維新の会は谷畑孝先生に発起人を務めていただいている。

### 建築を文化に ～建築基本法制定に向けて～ 神田会長

2003年に建築基本法制定準備会を立ち上げ、建築基本法制定に向けての議論を積み上げてきた。これから更に議論を深め、2月の議員会館でのシンポジウムにおける議員の先生方にご提示頂いた視点も参考に、建築基本法制定に向けて具体的な取り組みを行っていききたい。

### 意見交換

**小川議員** もう少し課題を整理してはどうか。景観や実際の現場での意見が重要。空き家(廃屋)問題、人口減少、都心回帰、コンパクトシティなども喫緊の課題。

**井上議員** もともと旧建設省出身でありますので、問題点を把握し、専門家の皆さんとよく意見交換しながらしっかり取り組んでいきたい。

**神田会長** 韓国の建築基本法は2005年ぐらいから議論をして2007年に出来ている。日本の場合は、既得権との関係が課題。また建築準法は第1条の目的が最低基準であり、いくら手直ししても質の高い建築を造ろうという法律にはならない。

**小宮山議員** 川越街並み保存などで、現在の建築基準法の例外規定をもう少し進められないかという質問等が続けている。建築基本法については、その目的とするという理念について教えていただきたい。

**神田会長** まずは安全性、2番目が文化、3番目が環境。こういう理念が達成されたものが質の高い建築であり、住みよい建築となる。建築基本法のもとで地域ごとにルール作りを進めるとよい。

**小倉議員** 関係団体との立場や意見を集約してもらいたいが、今後は、法律を作る場合にどのような形式がありうるか、勉強会を重ね、小宮山先生から指摘していただいた点も含め、徐々に解決をしていこうと考えている。次回は秋頃に開催させていただきたい。(文責：橋本友希)



会場の様子

### 唐丹・小白浜報告

唐丹小白浜まちづくりセンターの建物は、「潮見第」という屋号をつけて、ようやく竣工にこぎつけました。前号で棟上げ間近の木組みの様子をご紹介しておりますが、上棟は5月1日、大屋根はややむくりをつけて、形が柔らかな印象を与えています。2階の屋根裏になる「潮見の間」は、細長い4畳ほどの空間ですが、大屋根を突き抜いて、建物全体のアクセントにもなっています。2階の屋根の梁が、そして斜めの上り梁がその小さな空間を力強く支えている架構を形成しています。

7月の初めには、サッシも取りつき、設備機器もすべてセットされて、とりあえず住める状況となりました。市から昨年10月以来、復興プロジェクト遂行のためということで借用していた平田第6仮設団地の2DKは7月3日に撤退しました。足場も取れて、竣工直前の写真は9月3日の朝のものです。道路側は、玄関と大きな開口には長い庇がかかり钣金工事も完了です。玄関脇の手作りの看板と郵便受けの壁処理が残っている段階で、まもなく市の完了検査を受けます。



震災の後、唐丹町では、毎年8月11日に「ゆめあかり唐丹の灯」と呼んで、夏祭りを開催しています。今年は、港に小さな舞台を作って、大石の虎舞や恒例の本郷の桜舞太鼓に加え北上からは剣舞も呼んで賑やかに開催されました。にわか雨にもたたられましたが、花火も気持ちよく打ちあがりました。これは楽しいお知らせですが、次は、悲しいお知らせです。

基礎工事の段階からお世話になり、また、電気、設備、飯金と業者さんを紹介いただいた、お隣さんでもある木村工務店の社長の木村忠一氏が、8月21日急逝された報が入り、24日には、向かいの盛岩寺で立派な葬儀でした。ちょうど打ち合わせの日でもあり、西さんと参列することができました。ご冥福をお祈りします。

さて、竣工が確定したということで、9月17日(日)午後3時より5時頃までの予定で、お披露目の会を企画しました。主に地元の方々と工事でお世話になった方にご案内を差し上げ、「潮見第」として地元デビューです。例年、建築基本法制定準備会の支援によるまちづくり意見交換会も、今年から、潮見第での開催が可能となりました。復興まちづくりの拠点として、長い目でみた活動を考えていきたいと思っております。(文責：神田順)



「潮見第」全景

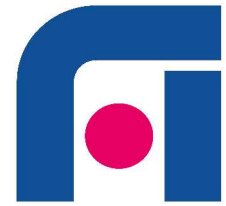
## 新しい会のロゴについて

建築基本法制定準備会の発足当時から、シンボルマークを作ろうという話はあったようです。しかし、形よりも中身を整えるのが大事、キマジメ一本の会長と歴代幹事は脇目も振らず、基本法を実のあるものとする事に邁進してきました。

昨年、国会議員との連携が進展を見せ始め、議員連盟結成への動きも加速しています。結成以来14年、ほっと一息ついたところで、対外アピールの意味も含めてシンボルロゴを作ろうということになりました。

文字遊びから始まったロゴですが、細かな解説は抜きにして雰囲気では何かを感じて頂ければ幸いです。

(文責、デザイン 佐久間慎夫)



建築基本法制定準備会  
ロゴ

## 新任幹事挨拶

### 高橋 伸博 氏

1978年生まれ。埼玉県上尾市出身。さくら構造株式会社勤務。構造設計一級建築士として、多様な建築物の構造設計に携わる。2017年、会社の垣根を超えた設計事務所と施工会社とのコラボレーションによる防災支援型免震マンション「AB リリーブ」(<http://abrelieve.com/>)をスタート。公共建築・大病院や一部の高級マンションだけではなく、一般的な建物にも免震構造と防災備蓄を普及すべく奮闘中です。

建築に携わる身として少しだけ先の未来に思いをめぐらせた時、現在の建築基準法とは別に、確かな基本理念に立脚した新しい枠組(底支え)が必要との思いに行き当たります。準備会では大先輩方に囲まれご教示頂くばかりの現状ですが、若い世代の代表として会の活性化の一助になればと思います。宜しくお願い致します。

### 三上 紀子 氏

1964年生、大阪市出身。レジオン・コンサバティブ(株)一級建築士事務所の代表として建築の企画/設計監理業務に携わっています。日本建築家協会では住宅部会と再生部会に所属し、住環境の設計や歴史的建造物の保存再生生活用の活動に関わる他、建築相談室の室員として市民相談、弁護士会の住宅紛争処理委員を務めています。建築をとりまく環境が大きく変化し多様化している昨今、建築家としても新たな職能が求められてきていると感じています。

まち・建築をより良いかたちで次世代へ継承していくためにも、新しい時代に対応する法整備が必要と感じます。微力ではございますがお役に立てましたら幸甚です。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

## 事務局連絡先

電話：03-3368-0815 FAX：03-3368-2845

住所：〒211-0025 川崎市中原区木月2-2-16

建築設計事務所アトリエ71

E-mail: info@kisonho.jp / <http://www.kisonho.jp/>